

「市川市男女共同参画基本計画」の見直しに関する
諮問に係る基本的な考え方について(答申)

平成20年 6月 5日

市川市男女共同参画推進審議会

「市川市男女共同参画基本計画」の見直しに関する 諮問に係る基本的な考え方について(答申)

1. はじめに

この答申書は、市川市男女共同参画推進審議会に対し、平成19年7月24日付け市川第20070718-0021号をもって市川市長より諮問された、「市川市男女共同参画基本計画」の見直しについて審議した結果をまとめたものです。

市川市が平成17年に実施した男女共同参画に関する市民意識調査では、男女平等に関する意識について、家庭生活や職場、政治、社会通念・習慣・しきたり等の分野で男性の方が優遇されていると感じている割合が6割以上を占めています。様々な場において、いまだに多くの方が男女平等となっていないと感じていることが伺えます。

こうした状況を踏まえ、社会環境にも対応しつつ市が市民・事業者と協働し、男女共同参画社会の実現を目指すため、一層の取り組みを総合的かつ計画的に推進されることを期待します。

2. 計画の見直しと背景

市川市は、1988(昭和63)年に「男女平等社会への市川市行動計画」を策定し、1995(平成7)年には社会情勢の変化に伴い、「男女共同参画型社会への市川市行動計画」を策定しました。

1999(平成11)年「男女共同参画社会基本法」の制定により、2002(平成14)年に同法に基づく法定計画として、市民参画の手法を取り入れ「市川市男女共同参画基本計画」が策定され、「市川市男女平等基本条例」も制定されました。

2006(平成18)年に同条例の一部の表現に社会的性別(ジェンダー)の中で男女共同参画社会の形成を阻害しないと考えられる性別まで否定しているともとれる条文があったこと等から、同条例を廃止し、新たに「市川市男女共同参画社会基本条例」が制定されました。

このため新たな条例である「市川市男女共同参画社会基本条例」に基づき「市川市男女共同参画基本計画」の見直しが必要となりました。

3. 見直しにあたっての基本的視点

答申にあたって本審議会は、「男女共同参画基本法」及び国の「男女共同参画基本計画(第2次)」並びに「千葉県男女共同参画計画(第2次)」との整合を図ることとしました。

また、同計画の見直しについては、諮問内容を遵守し基本的な構成は維持しつつ、諮問事項である新しく施行された条例の趣旨と合致させること。また、計画期間が平成37(2025)年までの長期間であるため、記載内容や表現について普遍的かつ簡潔にすることを主眼に審議しました。

4. 見直しにあたっての留意事項

○政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

本市の政策や方針を決定する際に提言などを行なう審議会における女性委員の登用は、平成20年4月現在、38.0%と「市川市審議会等委員への女性登用促進要綱」に規定する平成20年までの目標値の40%に近づいているものの、委員選任にあたり専門分野や各種団体の代表者に女性が少ないことから、今後、さらに増加させるための環境整備を進めていく必要があります。

また、地域の役員や市役所の管理職などにおいても女性の登用は十分とは言えない状況であるため、さらなる政策・方針決定過程への女性参画に取り組む必要があります。

○男女共同参画の視点からの社会制度・慣行への配慮

社会制度や慣行が社会における男女の活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立的なものとなるように配慮する必要があります。男女が互いに尊重し、家庭や職場・地域等において、責任も分かち合いながら、その個性と能力が最大限に発揮できる社会を目指すことが大切です。

○男女が、仕事や家事・育児・介護等の家庭生活、地域生活において積極的に参画できるシステムづくりへの啓発

男女が長時間労働や過剰なストレスから解放され、お互いを尊重しながら仕事や家庭生活・地域活動等のバランスを図り、生き生きと暮らしていくことができるよう啓発や支援を進める必要があります。男女が互いに協力して適切に役割分担しながら安心して育児や介護等ができる環境づくりが求められています。

○あらゆる暴力の根絶

平成20年1月に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正が施行されました。被害者の保護の拡充や市町村の配偶者暴力に関する基本計画策定の努力義務等が追加されています。配偶者への暴力は、重大な人権侵害であり犯罪であります。このような被害者への支援の強化や加害者への更生に関する支援が求められます。

市川市男女共同参画推進審議会委員

委員氏名	役 職 分 野	委員氏名	役 職 分 野
山岸 裕子	○ 会 長 ・ 学識者	田上 充元	○ 委 員 ・ 福 祉
堀 千鶴子	○ 副会長 ・ 学識者	千坂 行雄	○ 委 員 ・ 教 育
岩内 紀子	○ 委 員 ・ 労 働	千坂 洋三郎	○ 委 員 ・ 労 働
大垣 裕弘	○ 委 員 ・ 労 働	長谷川 勝	○ 委 員 ・ 医 療
小向 克彦	○ 委 員 ・ 学識者	早川 由美	○ 委 員 ・ 市民公募
佐伯 陽子	○ 委 員 ・ 保 健	宮内 清則	○ 委 員 ・ 労 働
陶山 嘉代	○ 委 員 ・ 弁護士	山本 亜紀子	○ 委 員 ・ 市民公募
曾我部 玲子	○ 委 員 ・ 市民公募		

目 次

第 1 章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の目的	1
2. 計画策定の背景	
(1) 国際連合の取組	1
(2) 国の取組	2
(3) 千葉県の取組	3
(4) 市川市の取組	3
3. 計画の性格	4
4. 計画の期間	5

第 2 章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念	5
------------	---

第 3 章 計画の内容

1. 計画の主要課題	6
2. 課題別体系	7
3. 課題の基本的方向と具体的施策	
主要課題 1 あらゆる分野への男女共同参画の推進	8
個別課題 1 政策・方針決定過程への女性の参画	
施策1 各種審議会委員への女性の参画の促進	8
施策2 人材情報の整備と提供	9
施策3 広報広聴活動の充実	9
施策4 事業所及び各種団体等における女性の参画の啓発	9
施策5 女性の自立及び自己決定能力の育成への支援	9
個別課題 2 市民活動における男女共同参画に向けた支援	
施策6 家庭生活・地域社会への参画の促進	10
施策7 市民団体等への活動支援	10
施策8 男女共同参画を推進するためのインターネットの活用	10
主要課題 2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進	10
個別課題 1 男女共同参画社会の形成の視点からの 社会制度・慣行への配慮	
施策9 啓発事業の推進	11
施策10 情報の収集と提供	11

施策11調査・研究の推進	-----	11
施策12法令等に関する学習機会の充実	-----	11
施策13情報識別・選択能力の向上	-----	12
施策14発行物における性にとられない表現の促進	-----	12
個別課題 2 就学前教育における男女平等教育の推進		
施策15相手を大切にすることを育む教育の推進	-----	12
施策16性別にも配慮した平等教育、保育の推進	-----	13
施策17就学前教育等従事職員への意識啓発・研修の実施	-----	13
個別課題 3 学校教育における男女平等教育の推進		
施策18全教育内容における男女平等の意識づくり	-----	13
施策19自立能力を育成する教育の推進	-----	13
施策20性に関する教育の充実	-----	14
施策21教育関係者に対する研修の充実	-----	14
施策22男女共同参画意識に基づいた学校運営の推進	-----	14
個別課題 4 家庭における男女平等教育の推進		
施策23家庭における家族の協力、助け合いの意識づくり	-----	14
施策24家庭教育に関する相談事業の充実	-----	15
個別課題 5 地域での男女共同参画を進める生涯学習の推進		
施策25情報の収集と提供	-----	15
施策26学習内容の充実	-----	15
施策27生涯学習を進めるための施設の充実	-----	15
主要課題 3 ワーク・ライフ・バランスの推進による		
職場における男女共同参画の実現	-----	16
個別課題 1 就業機会の男女平等に向けた支援		
施策28就業機会の拡充、再雇用制度の普及促進	-----	16
施策29あらゆる分野における働き方への支援	-----	17
施策30職業意識、職業能力向上のための講座・研修の充実	-----	17
施策31就業相談等の充実	-----	17
個別課題 2 男女共同参画に向けた雇用環境の整備促進		
施策32働く場における男女共同参画の推進	-----	18
施策33働く場における母性保護の意識の浸透と制度の充実	-----	18
施策34働く場における男女の労働条件の向上	-----	18
施策35働く場における労働環境の整備	-----	18
施策36労働相談の充実	-----	18

個別課題 3 男女が共に働き続けるための社会環境の整備	
施策37仕事と子育て・介護の両立支援	-----19
施策38多様な働き方への支援	-----19
主要課題 4 男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実	-----19
個別課題 1 生活の場での自立の推進	
施策39男女共同参画による家庭の確立	-----20
施策40専業主婦への家族の協力	-----20
施策41家庭責任を果たすための学習機会の提供	-----20
施策42自立を支える福祉の充実	-----20
施策43男女が共に安心して暮らす福祉の視点からの 街づくりの推進	-----21
個別課題 2 男女で担う子育ての環境づくり	
施策44保育施設等の整備、保育内容の充実	-----21
施策45子育てに関する情報提供と相談体制の充実	-----21
施策46児童虐待の発生を防ぐ意識と環境づくり	-----22
個別課題 3 障害者家庭とひとり親家庭等の自立支援	
施策47各種相談事業の拡充と情報提供	-----22
施策48自立のための支援制度の促進	-----22
個別課題 4 高齢者への福祉の充実・自立支援	
施策49社会参画の促進と生活支援	-----23
施策50高齢者虐待を防ぐ環境づくり	-----23
施策51介護にかかわる人の育成と確保	-----23
施策52施設の基盤整備と内容の充実	-----24
施策53介護予防への取組の強化	-----24
個別課題 5 自立を支援する総合相談事業の推進	
施策54相談事業の充実	-----24
施策55相談事業にかかわる人への情報提供と研修の要請	-----25
主要課題 5 生涯を通じた健康支援	-----25
個別課題 1 生涯を通じた健康の管理・保持増進	
施策56生涯を通じた健康の管理の意識啓発と情報提供	-----26
施策57医療関係者への意識の浸透と研修の要請	-----26
個別課題 2 生涯を通じた心身の健康づくり支援	
施策58健康教育の充実と相談支援	-----26
施策59妊娠・出産期における健康支援	-----26

施策60思春期・青年期・高齢期における健康支援	-----	27
施策61女性の健康を脅かす問題についての対策の推進	-----	27
個別課題 3 心身の健康づくり体制の充実		
施策62健康増進施設の充実	-----	27
施策63医療関係機関との連携強化	-----	27
主要課題 6 人権を侵害する暴力の根絶	-----	28
個別課題 1 暴力を許さない社会の基盤づくり		
施策64あらゆる暴力に対する社会的認識の徹底と対策の推進	-----	29
施策65性の商品化の根絶	-----	29
施策66暴力に関する調査・研究	-----	29
個別課題 2 被害者への相談・支援および 加害者への教育・研修、更生支援		
施策67相談体制の充実	-----	30
施策68自立支援と更生支援	-----	30
施策69関係機関の連携とネットワーク体制の確立	-----	30
主要課題 7 男女共同参画社会の形成を目指す国際的協調の推進	-----	31
個別課題 1 国際的な協調と相互協力の推進		
施策70国際理解と国際協力	-----	31
施策71国際交流の推進と民間団体の活動支援	-----	32
個別課題 2 在住外国人と共に目指す男女共同参画社会		
施策72相互理解のための交流活動の推進	-----	32
施策73情報提供と相談体制の確立	-----	32
主要課題 8 男女共同参画を推進する体制の整備	-----	33
個別課題 1 推進体制の充実		
施策74庁内推進体制の充実と組織の強化	-----	33
施策75市民との連携	-----	33
施策76国・県・関係機関との連携	-----	34
個別課題 2 計画の進行管理の充実		
施策77施策の推進状況の把握	-----	34
施策78施策の点検と評価の研究	-----	34

市川市男女共同参画基本計画（新条例計画策定案）

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の目的

21世紀の男女共同参画社会とは、男女が性別により差別されることなく、互いに人権を尊重し、共に平等に社会参画し、生き生きと安心して暮らしていける社会を実現していくことでもあります。

1999（平成11）年に制定された男女共同参画社会基本法の前文では、「男女平等の実現に向けた様々な取組が、（中略）着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている」ところです。

現在、少子・高齢化の急激な進展、社会の成熟化、国際化、高度情報化、家族形態の多様化、地域社会の変化などによって、男女のライフスタイルや勤務形態、就業形態の多様化が進んでいます。

このように社会構造が劇的に変化していく中で、男女が互いに人権を尊重し、各々の個性と能力を發揮し、生き生きと生活していくためには、女性の様々な分野への一層の参画や、男性においても職場や仕事だけでなく、家庭や地域社会への積極的な参画とそうしたことに対応できる社会システムづくりが緊要な課題です。

こうした課題を解決することを目的として、男女共同参画社会の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本計画を策定するものです。

2. 計画策定の背景

(1) 国際連合の取組

- ・ 女性差別をなくす世界的な取組の中で、1975（昭和 50）年に「国際婦人年」が提唱され、「世界行動計画」が採択されました。1976（昭和 51）年から 1985（昭和 60）年までの 10 年間を「国連婦人の 10 年」と定められました。
- ・ 1979（昭和 54）年、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が国連総会で採択、1995（平成 7）年には北京でアジア初の女性会議が開催され、「北京宣言」と「行動要領」が採択されました。
- ・ 2000（平成 12）年、国連特別総会「女性 2000 年会議」が開催され、これまでの実施状況の評価・検討が行われるとともに、「政治宣言」、「成果文書」が採択されました。

(2) 国の取組

- ・ わが国においても 1975（昭和 50）年に総理府に婦人問題企画推進本部を設置し、1977（昭和 52 年）には「国内行動計画」を策定しました。1985（昭和 60）年には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（「男女雇用機会均等法」）の成立や「女子差別撤廃条約」が批准されました。1987（昭和 62）年には「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」が策定され、1996（平成 8）年には、「男女共同参画社会の形成の促進に関する国内行動計画－男女共同参画 2000 年プラン」が策定されました。
- ・ 1999（平成 11）年、「男女共同参画社会基本法」が制定され、2000（平成 12）年、基本法に基づく「男女共同参画基本計画」が策定されました。また、2001（平成 13）年には内閣府に男女共同参画局が設置されるとともに、国の主要施策に関する会議の一つとして「男女共同参画会議」が設置されました。

- ・ 2005（平成 17）年、2006（平成 18）年度からの 5 年間の基本方針と施策をまとめた「男女共同参画基本計画（第 2 次）」が閣議決定されました。その中で 2020（平成 32）年末までに指導的地位に占める女性の割合を少なくとも 30%程度にするなどの数値目標の設定がされた他、ジェンダー・フリーという用語を使用して、性差を否定したり、また、男女の区別をなくして人間の中性化を目指すことは、国民の求める男女共同参画社会とは異なることが明記されました。

（3）千葉県の実組

- ・ 千葉県においては、1996（平成 8）年に男女共同参画社会の形成を目指すことを基本目標とした「ちば新時代女性プラン」（1996（平成 8）年度～2000（平成 12）年度）が、2001（平成 13）年には、「千葉県男女共同参画基本計画」が策定されました。
- ・ 2006（平成 18）年、今後 20 年間の千葉県の男女共同参画施策の新たな取り組みを示す「千葉県男女共同参画計画（第 2 次）」が策定されるとともに、県庁内推進組織である「男女共同参画課」を中心に女性の相談やカウンセリング、緊急避難の受け入れや男女の総合相談等に取り組んでいます。

（4）市川市の取組

- ・ 市川市では、1982（昭和 57）年に国連、国、千葉県の動きを受けて総務部に「婦人担当室」を設置、1988（昭和 63）年、「男女平等社会への市川市行動計画」を策定、1991（平成 3）年、男女平等の活動拠点となる「女性センター」を開設しました。
- ・ 1995（平成 7）年、社会情勢の変化に伴い、前計画に女性問題は同時に男性の問題でもあるという視点を取り入れた「男女共同参画型社会への市川市行動計画」が策定されました。その後、2002（平成 14）年には、「市川市男女共同参画基本計画」が策定されるとともに「市川市男女平等基本条例」が制定されました。

・ 2006（平成 18）年、2005（平成 17）年の国の男女共同参画基本計画改定を踏まえ、「市川市男女平等基本条例」の一部に社会的性別（ジェンダー）の中で男女共同参画社会の形成を阻害しないと考えられる性別までを否定しているとも受けとれる条文があることなどから、同条例を廃止し、新たに「市川市男女共同参画社会基本条例」が制定されました。

3. 計画の性格

（1）この計画は、「男女共同参画社会基本法」に基づく計画であるとともに、「市川市男女共同参画社会基本条例」に基づく基本計画として、市川市の男女共同参画社会の形成のための基本方針を示す計画になります。また、この計画に基づく具体的な事業計画として、実施計画を別に策定します。

（2）この計画は、女性と男性を取り巻く社会環境の変化に対応し、本市の男女共同参画社会の実現に関する施策を総合的・体系的かつ計画的に推進するための計画とします。

（3）2001（平成 13）年度からスタートした「市川市総合計画－I & I プラン 21」の根幹をなす市の長期ビジョン「市川市基本構想」との整合性を図りながら、施策を推進するものです。

（4）国の「男女共同参画基本計画（第 2 次）」及び千葉県の「千葉県男女共同参画計画（第 2 次）」との整合性を図った計画とします。

4. 計画の期間

市川市基本構想の目標年度（2025年、平成37年）とも連動した計画期間とします。

計画期間 — 2008（平成20）年度から2025（平成37）年度までの18年間とします。

（ただし、近年における急速な少子高齢化・国際化・高度情報化等、男女を取り巻く社会経済情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行い、内容の改善を図っていきます。）

第2章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

本基本計画は、市川市男女共同参画社会基本条例に明記されている次の4つの基本理念により、男女共同参画社会の実現を目指します。

（1）男女が性別により差別されることなく、その人権が尊重される社会

男女がその性別により、差別されることなく、それぞれの人権が尊重される社会を構築します。

（2）男女が男らしさ、女らしさを否定することなく、互いにその特性を認め合い、尊厳を重んじる社会

男女が男らしさ、女らしさを否定して人間を中性化することを目指すのではなく、生物学的な性差、社会的性別の中の男女共同参画社会の形成を阻害しないと考えられる性別、そうした男女の特性を認め合い、それぞれの尊厳を重んじる社会を構築します。

（3）男女が共に市民生活において、対等な立場で活動に参画し、責任を分かち合う社会

男女が家庭、地域社会、様々な教育の場等において、対等な立場で協力し、種々の活動に参画し、責任を分かち合う社会を構築します。

(4) あらゆる暴力が根絶された社会

男性から女性へ、女性から男性へのあらゆる暴力を根絶し、男女が共に助けあって生活する社会を構築します。

第3章 計画の内容

1. 計画の主要課題

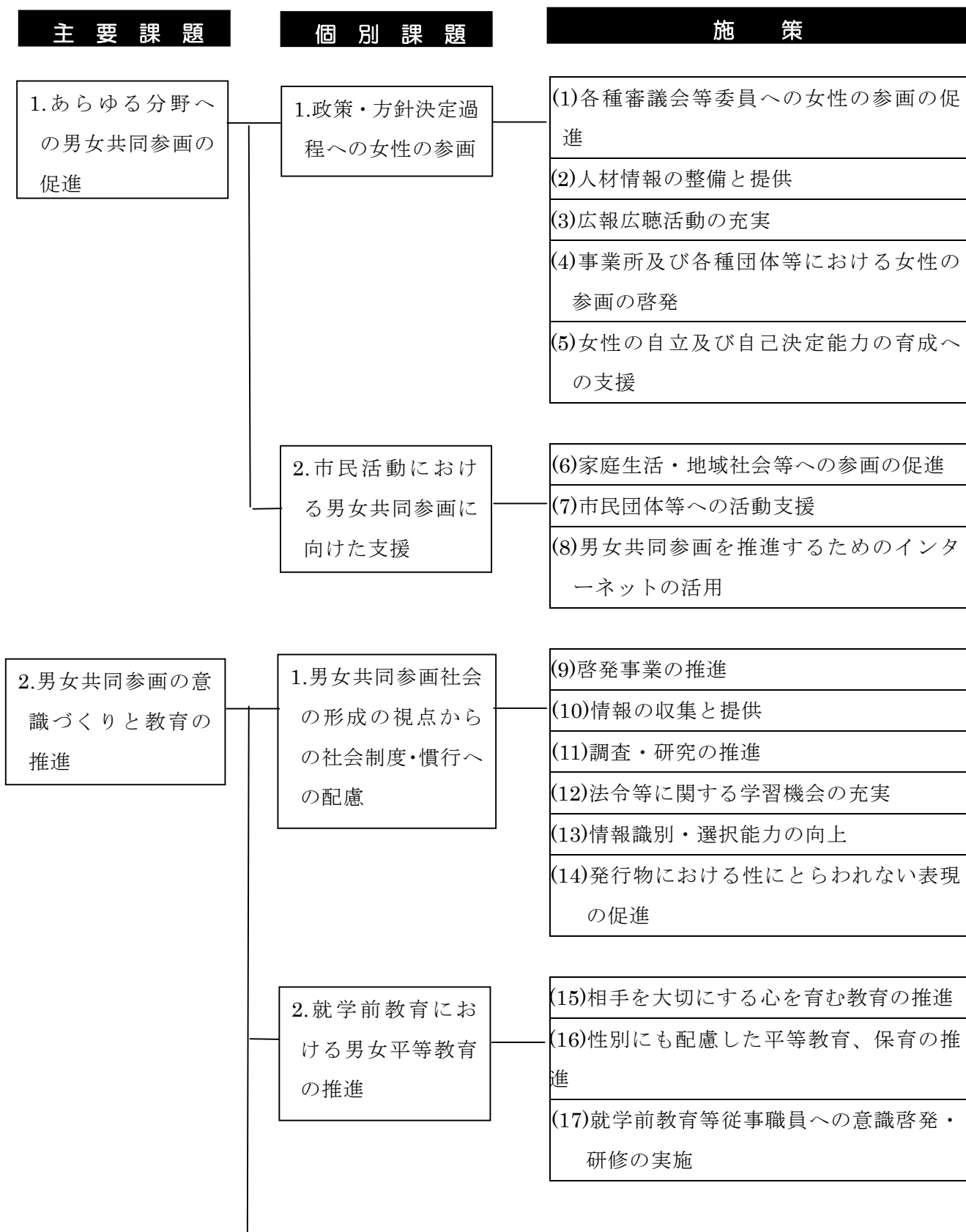
この計画は、男女共同参画社会の実現を目指して、次のことを主要課題として取り上げました。

1. あらゆる分野への男女共同参画の促進
2. 男女共同参画の意識づくりと教育の推進
3. ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現
4. 男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実
5. 生涯を通じた健康支援
6. 人権を侵害する暴力の根絶
7. 男女共同参画社会の形成を目指す国際的協調の推進
8. 男女共同参画を推進する体制の整備

2. 課題別体系

主要課題の解決に向けて、それぞれ個別課題を定め施策の方向を明らかにしました。

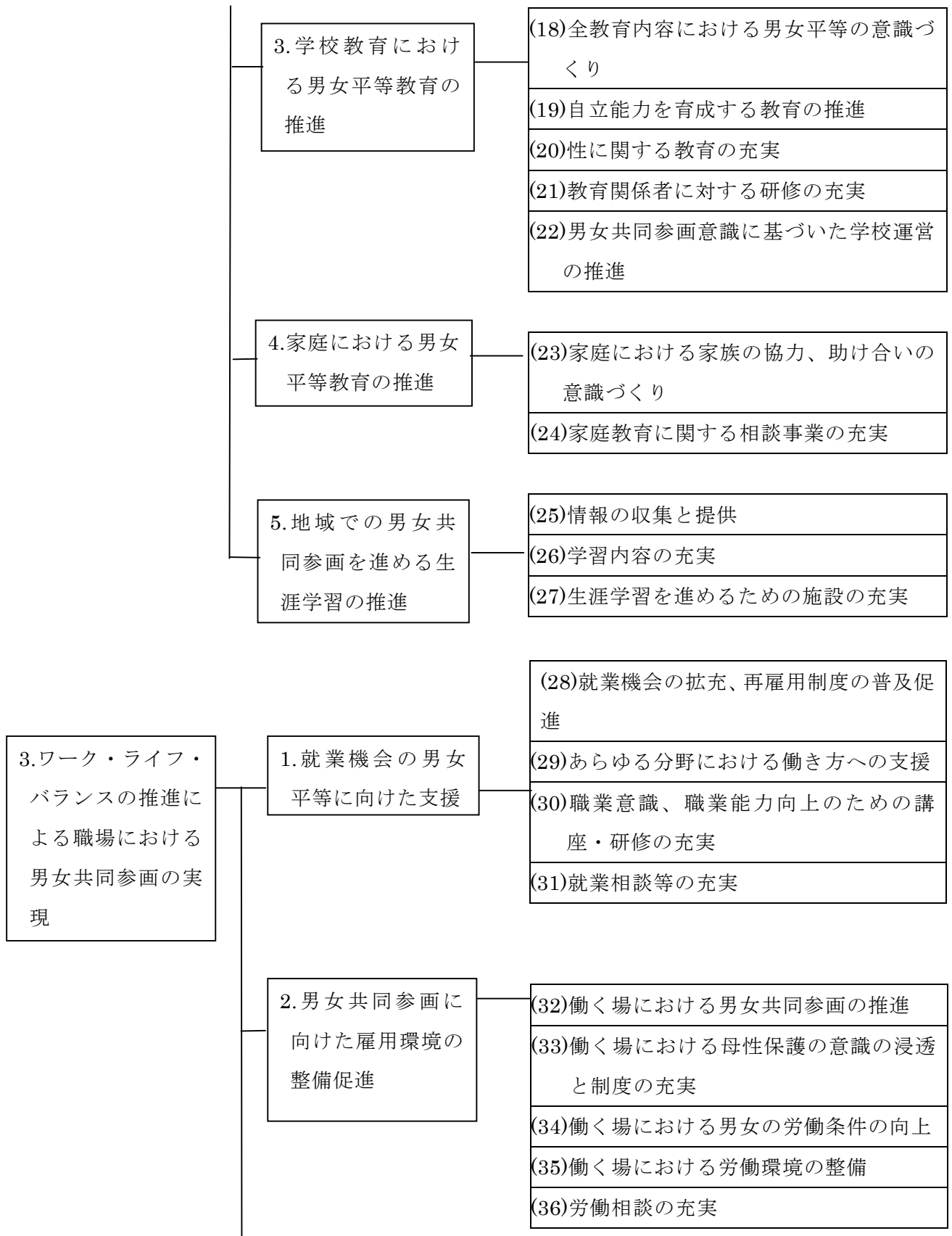
計画の体系図



主要課題

個別課題

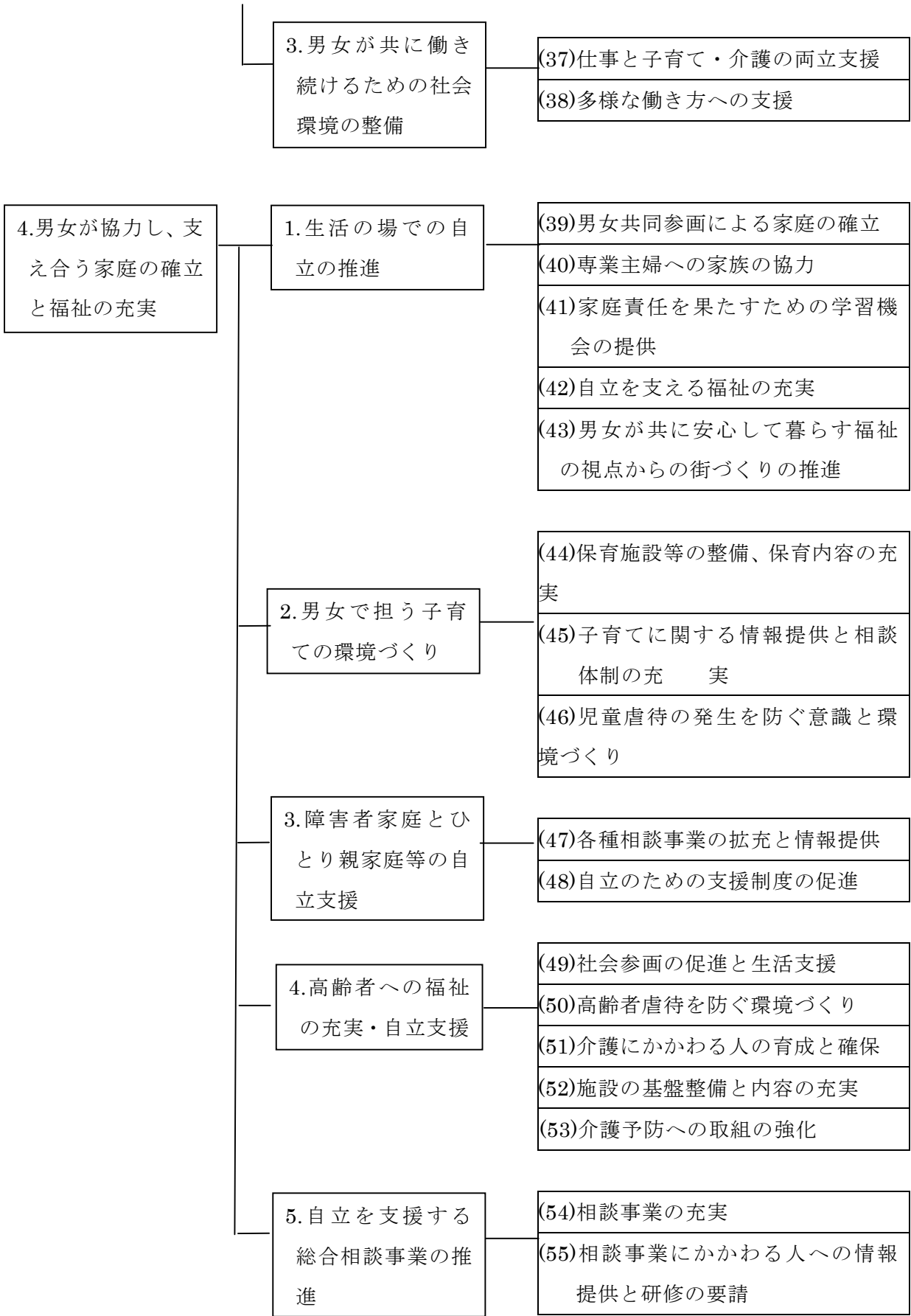
施策

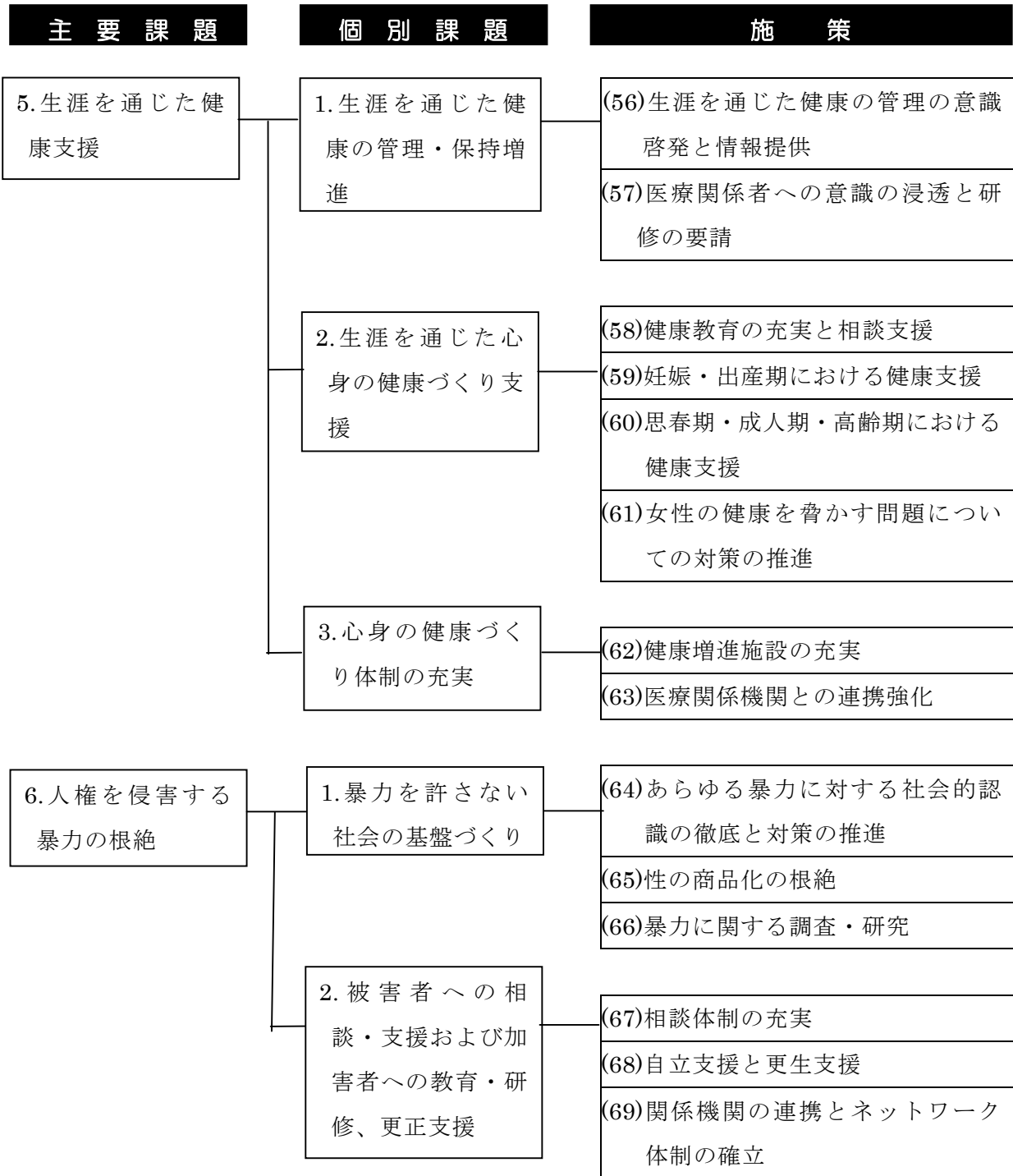


主要課題

個別課題

施策

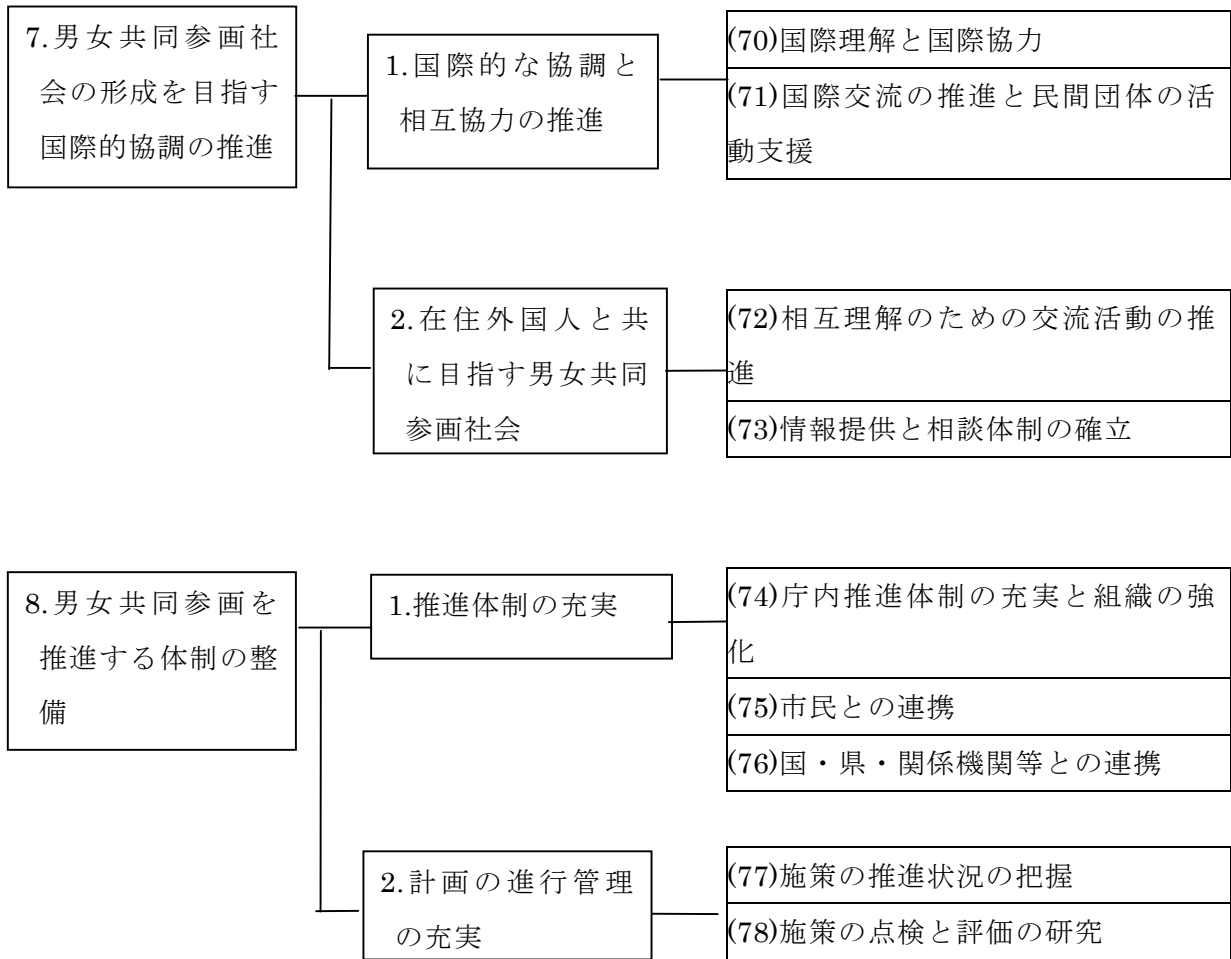




主要課題

個別課題

施策



3. 課題の基本的方向と具体的施策

主要課題1 あらゆる分野への男女共同参画の促進

男女共同参画社会を形成していくためには、男女が対等の立場で協力しあい、様々な分野の活動に参画し、個性と能力を発揮していくことが不可欠です。

国連開発計画が2006（平成18）年に発表した「人間開発報告書」では、日本は男女とも人間開発の達成度では高い位置にありますが、女性が政治経済活動に参加し、意思決定に参加する機会が不十分であることが示されています。

このため、女性が社会の様々な分野で、政治的、経済的、社会的及び文化的に力をもった存在になり力を発揮し行動していくとともに、性別による差別のない社会をつくっていかなくてはなりません。

個別課題1

政策・方針決定過程への女性の参画

市川市の審議会への女性委員登用は、2008（平成20）年4月現在、38.0%であり、徐々に、その比率を高めています。市役所女性管理職の比率は、課長級6%、次長級8%、部長級4%と女性職員の割合が全体の約40%であることに比して、まだまだ低い状況にあります。

さらに政策・方針決定過程への女性の参画に取り組む必要があります。

施策（1）

各種審議会等委員への女性の参画の促進

「市川市審議会等委員への女性登用促進要綱」にも定めたとおり、2008（平成20）年度末までの各種審議会の女性委員の割合を目標値40%とし、計画最終年《2025（平成37）》年度には、男女ほぼ同数を目標値とし、登用促進に努めます。

施策（２）

人材情報の整備と提供

各種審議会の委員の推薦や市及び市民主催の講座の講師の情報として供することができるよう資格や職業、登録希望分野等を記した名簿の整備と活用の促進を図っていくとともに、女性が積極的に審議会等の公募委員に応募することができるよう努めます。

施策（３）

広報広聴活動の充実

市民や事業者が男女共同参画への理解を深めるよう「市川市男女共同参画社会基本条例」の内容等について多様なメディアを通して周知していきます。

施策（４）

事業所及び各種団体等における女性の参画の啓発

事業所や各種団体においても男女が対等な立場で協力し、構成員としての役割を担っていくため、啓発に努めます。

施策（５）

女性の自立及び自己決定能力の育成への支援

女性が男性と対等の立場で協力し、補完し合って自らの意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり、力を発揮し、行動していけるよう啓発していくとともに、男女共同参画センターにおいて各種講座を実施します。

個別課題 2

市民活動における男女共同参画に向けた支援

男女の積極的な社会参画により、市民の多様な能力が発揮される地域社会をつくっていく必要があります。しかし、現実には性別により男女の役割が決められてしまう場合も多く、男女や個人の特性を生かした適切な役割分担がなされる社

会を目指す必要があります。

施策（6）

家庭生活・地域社会等への参画の促進

家庭生活における家事、子育て、介護等において男女の適切な役割分担の下での協力体制づくりを進めます。また、地域社会などにおけるボランティア活動、市民サークル活動、自治会などの様々な活動において男女が積極的に参画できるよう支援していきます。

施策（7）

市民団体等への活動支援

男女共同参画社会を実現するために活動を行っている市民団体等を支援します。

施策（8）

男女共同参画を推進するためのインターネットの活用

市民が手軽に情報を得ることができるようインターネットに必要な情報を提供する等インターネットを活用して男女共同参画を進めます。

主要課題2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進

学校教育、幼児教育は、夢と希望をもつ個性豊かな将来のわが国の担い手を形成していく必要があることから、男女の特性を尊重し性別に配慮した中で、多様な生き方を選択できる教育を目指していくことが大切です。また、それと同時に子どもたちがそれぞれの人権を大切にする、いじめなどのない環境づくりにも配慮していかなければなりません。

家庭教育、地域における教育では、家庭や地域が学校と共に人としての基本的成長を遂げていく上での重要な場であることから、子どもたちが家族の大切さを理解するとともに、子どもたちの個性と能力を最大限に発揮できるよう更なる教育の充実を図ることが必要です。

個別課題 1

男女共同参画社会の形成の視点からの社会制度・慣行への配慮

社会制度や慣行が、男だから、女だからという性別意識等を反映して、中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成の阻害要因となるおそれがあります。

このため、社会制度や慣行が社会における男女の活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立的なものとするよう配慮されなければなりません。

施策（9）

啓発事業の推進

社会制度や慣行を男女共同参画社会の形成の視点から見つめ、できる限り中立的なものとなるよう啓発活動を推進します。

施策（10）

情報の収集と提供

男女共同参画社会の形成のため、国内外及び市川市の情報を収集し、提供します。

施策（11）

調査・研究の推進

社会制度や慣行について調査・研究するとともに、市民意識の実態や変化についても調査・研究します。

施策（12）

法令等に関する学習機会の充実

人権尊重と男女共同参画社会の形成についての学習機会の充実を図ります。

施策（13）

情報識別・選択能力の向上

様々なメディアによる男女の役割を特定してしまう表現や多様な生き方を阻害する表現、性表現を強調した性の商品化、女性への暴力を扱った情報等に対し、人権に配慮した敏感な視点をもつよう努めていきます。

施策（14）

発行物における性にとらわれない表現の促進

市からの発行物においても、人権への配慮が欠けたものにならないよう努めていきます。

個別課題2

就学前教育における男女平等教育の推進

幼児期は、素直に伸び伸びとした生命を育む大切な時期です。またそれとともに、将来、健全な社会人として、円滑な人間関係を築くための規範を身につける第一段階でもあります。

子どものすこやかな成長のため一人一人の個性と能力を引き出していくことや、他者への差別、男女の性別による差別がなされることのない教育、保育を推進します。

施策（15）

相手を大切にすることを育む教育の推進

人としての規範を身につけ、他者への差別、男女の性別による差別のない、思いやりのある子を育てます。

施策（16）

性別にも配慮した平等教育、保育の推進

男女の性別にも配慮しつつ、個性と能力が発揮される教育、保育を推進します。

施策（17）

就学前教育等従事職員への意識啓発・研修の実施

就学前教育従事職員に対して意識啓発・研修を実施していきます。

個別課題3

学校教育における男女平等教育の推進

学校教育においては、思いやりと自立の意識を育むとともに、児童・生徒の発達段階に応じ、人権の尊重、男女平等、家庭生活の大切さなどについての指導の充実を図っていくことが大切です。

また男女の特性に基づき性別にも配慮しつつ、一人一人の個性と能力を引き出し、児童・生徒が主体的に学び、考え、行動する教育を推進していきます。

施策（18）

全教育内容における男女平等の意識づくり

全ての教科、教育活動の中で、男女の特性を認めつつ男女平等教育の考えを取り入れるような教育を推進します。

施策（19）

自立能力を育成する教育の推進

児童・生徒の思いやりを育み、自ら学び、考え、行動していく自立の意識の養成の視点に立った学習指導、進路指導の充実に努めます。

施策（20）

性に関する教育の充実

若年層の人工妊娠中絶やエイズ蔓延の防止を図っていく必要から、男女が発達段階に応じた正確な知識を持てるよう学習指導要領にのっとり、適切な性教育を実施していきます。

施策（21）

教育関係者に対する研修の充実

教育関係者に対して男女共同参画に対する正確な理解の浸透を図るため、研修機会の充実を図っていきます。

施策（22）

男女共同参画意識に基づいた学校運営の推進

教員の職務の割り振り等、小・中学校の学級運営、学校運営が、男女共同参画意識に基づいてなされるよう努めます。

個別課題4

家庭における男女平等教育の推進

社会生活を営む上で、最小かつ最も基礎的な集団である家庭を家族一人一人が協力し合って築いていくとともに、家族を構成する一人一人の個性も尊重した家庭生活の大切さについて啓発に努めます。

施策（23）

家庭における家族の協力、助け合いの意識づくり

社会構成の原点であり、最小かつ最も結びつきの強い社会といえる家庭を家族一人一人がしっかりと目を向け合って、協力し合い、それぞれの能力と適性を認め合いながら適切な役割分担により補完しあって築いていきます。

施策（24）

家庭教育に関する相談事業の充実

生活習慣やコミュニケーション、家庭における躰等、子育ての中で生じる種々の悩みを解決するための相談窓口を充実します。

個別課題5

地域での男女共同参画を進める生涯学習の推進

男女が積極的な社会参画により、多様な能力が発揮される地域社会をつくっていくためには、生涯学習の推進はとても重要な意義をもちます。女性も社会の様々な分野で政治的、経済的、社会的及び文化的に影響を及ぼす存在になり、力を発揮し、行動していけるよう、学習機会の充実、社会参加の促進を目指す必要があります。

施策（25）

情報の収集と提供

男女が地域社会に参画する場合において、個性と能力を最大限に発揮できるような情報の収集と提供に努めます。

施策（26）

学習内容の充実

女性が社会の様々な分野で力を発揮、行動していくことに関する学習や男性のための生活能力向上のための講座の充実を図ります。

施策（27）

生涯学習を進めるための施設の充実

男女共同参画センターや公民館など生涯学習を推進する施設の充実を図ります。

主要課題3 ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現

働くことにより、生活の経済基盤を形成することは、男女を問わずすべての人に保障されなければならないものです。働きたい人が性別にかかわらずその能力を発揮できる社会づくりは、経済社会の活力の源になります。

更に、男女が安心して子どもを産み育て、家族としての責任を果たすことができるために職業生活と家庭・地域生活が両立できるようワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進していくことが重要です。

また、女性が、母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるよう「男女雇用機会均等法」の基本理念に沿って雇用の実現が図られなければなりません。

また雇用分野における女性の進出が高まり、働き方が多様化していく中で、適正な待遇、労働条件が確保されることが必要です。

個別課題1

就業機会の男女平等に向けた支援

男女が助け合い、協力しあって、仕事と育児・介護等の家庭生活を両立させていくことができるよう、就労環境の整備に向け「男女雇用機会均等法」等関係法令の事業所等に対する周知に努めます。

施策（28）

就業機会の拡充、再雇用制度の普及促進

働く意欲のある者への働きやすい環境づくりの支援と育児や介護等により離職していた者への再就職のための情報提供等を進めます。

施策（29）

あらゆる分野における働き方への支援

働き方の多様化が進む中、ライフスタイルに応じた多様で柔軟な働き方を選択でき、適正な労働条件が確保されるよう事業所等への啓発に努めていきます。

施策（30）

職業意識、職業能力向上のための講座・研修の充実

社会の様々な分野で男女が個性と能力を最大限に発揮し、力を発揮し、行動していけるよう各種講座を開くとともに、出産・育児後等の女性の職業能力向上を支援します。

施策（31）

就業相談等の充実

多様な働き方の進展に対応し、各種就労情報を提供するとともに、相談業務の充実を図っていきます。

個別課題2

男女共同参画に向けた雇用環境の整備促進

事業所等に対し、男女双方に対する差別の禁止、妊娠・出産等を理由とする不利益な取り扱いの禁止、間接差別の禁止等男女雇用機会均等法の実効性の確保を図っていきます。また、働く場において女性が、母性を尊重され、安心して子どもを産み、就労を続けられる環境整備や男女の長時間労働、過剰なストレス等からの解放やセクシャル・ハラスメントの防止にも努めていきます。

施策（32）

働く場における男女共同参画の推進

働く場においては、男女の格差の解消を図るとともに、性別による不利益を被らないような職場環境を整備するための支援をします。

施策（33）

働く場における母性保護の意識の浸透と制度の充実

事業所等に対し、働く女性の妊娠・出産・育児等における適切な健康管理が行われ、母性の保護と子の最善の利益が尊重されるよう制度の充実を働きかけていきます。

施策（34）

働く場における男女の労働条件の向上

働く場において、男女が長時間労働や過剰なストレスから解放され、ゆとりのもてる職場づくりや労働条件の向上に努めます。

施策（35）

働く場における労働環境の整備

男女が長時間労働やストレス等から解放され、適切な健康管理が行なわれるとともに異性へのセクシュアル・ハラスメントや暴力のない快適で安心して働くことのできる職場をつくります。

施策（36）

労働相談の充実

働き方が多様化し、仕事の悩みや不安、ストレスなどの相談内容も多様化していることに伴い、労働に関する相談内容の充実を図っていきます。

個別課題 3

男女が共に働き続けるための社会環境の整備

少子・高齢化、核家族化が進展する中で、男女が職業生活と育児・介護等の家庭生活と地域生活とのバランスを図り、充実した生活を送ることが大切です。そのため、仕事と家庭の両立に関する意識啓発を推進していくとともに、男女共に育児休業制度、介護看護休業制度を積極的に利用できるよう事業所等に対する啓発活動に取り組んでいかなければなりません。

施策（37）

仕事と子育て・介護の両立支援

職業生活と子育てや介護の家庭生活とのバランスが図れるよう、仕事と子育て、介護の両立に向けた意識啓発、各種休業制度の周知、啓発に努めます。

施策（38）

多様な働き方への支援

ワーク・ライフ・バランスの図られた多様な働き方への支援がなされるよう努めていきます。

主要課題 4 男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実

男女共同参画社会では、男女が対等な構成員としてお互いの人格を認め合い、家族どうしの協力の下、社会的に自立していることが大切です。しかし、現実には性別にとらわれ、女性の経済的な自立、男性の生活的な自立などが阻害されている面があります。このため、家族一人一人が家庭尊重の精神に基づき、相互の理解と協力の下、多様な生き方を自ら選択でき、能力と適性を認め合う家庭をつくるのが大切です。

また、高齢者や障害者の自立を支える家族の協力と社会的制度の充実を図っていく必要があります。

個別課題 1

生活の場での自立の推進

男性の仕事、女性の仕事という役割意識にとらわれずに、自らの個性と能力を十分に発揮していける社会づくりを目指すことが大切です。また、高齢者や障害者の自立を支える福祉施策の充実や男女の自立のための学習機会の提供を図っていく必要があります。

施策（39）

男女共同参画による家庭の確立

男女が生き生きと安心して暮らせる家庭をつくるため、相互の理解の下、家事・育児・介護等を協力し合い、支援し合う家庭づくりを進めていきます。

施策（40）

専業主婦への家族の協力

専業主婦を否定することなく、現実に家庭を支えている主婦を家族が互いに協力し、円滑な家庭生活を送れるよう支援をしていきます。

施策（41）

家庭責任を果たすための学習機会の提供

男性も積極的に家事・育児・介護に参加し、生活的自立を図るための学習機会を提供します。

施策（42）

自立を支える福祉の充実

生活の場である地域の福祉施策を充実させていきます。また、福祉活動に対して男女が共に支えあっていけるようボランティアの養成を図っていきます。

施策（４３）

男女が共に安心して暮らす福祉の視点からの街づくりの推進

男女が共に平等に参画する社会では、すべての人がいつでも安心して暮らせる街づくりが必要です。このため、子どもや高齢者、障害者などの社会的生活弱者と言われる人達も暮らしやすい街づくりを進めていきます。

個別課題 2

男女で担う子育ての環境づくり

男女が必要に応じて適切に役割分担しつつ協力しあって、ゆとりのある安心した子育てをしていくためには、保育園、保育クラブなどの保育施設の整備と内容の充実が不可欠です。また、核家族化が進む中、子育て中の男女が孤立感や不安を感じることがないように必要な情報の提供や支援体制の充実を図っていく必要があります。

施策（４４）

保育施設等の整備、保育内容の充実

男女が協力しあい、安心して子育てができるよう保育施設の整備を図るとともに、保育園、保育クラブ、ファミリー・サポート事業の充実や病中、病後時の緊急保育の体制づくりを進めていきます。

施策（４５）

子育てに関する情報提供と相談体制の充実

核家族家庭や共働きの家庭が安心して子育てできるように子育てに関する情報の提供や相談体制の充実を図ります。

施策（４６）

児童虐待の発生を防ぐ意識と環境づくり

児童虐待の発生を防ぐための親への精神的サポートや子どもの命や幸福に生きる権利を尊重する意識づくりを図るとともに、関係機関のネットワークによる対応の強化や相談体制の充実を図ります。

個別課題 3

障害者家庭とひとり親家庭等の自立支援

障害者、ひとり親家庭の家族、単身者などが地域で自立し、安心して暮らせる社会を目指します。そのため、障害者自立支援法に基づく自立支援、地域生活支援の円滑な実施運営の他、母子・父子家庭などのひとり親家庭に対する就労支援や育児・介護等の日常生活支援などの実施により、これらの人が社会的弱者として差別されることのない社会づくりが大切です。

施策（４７）

各種相談事業の拡充と情報提供

障害者やひとり親家庭等に対する様々な相談や情報提供の充実を図ります。

施策（４８）

自立のための支援制度の促進

障害者やひとり親家庭等が、自立した生活を送れるよう各種支援の充実を図ります。

個別課題 4

高齢者への福祉の充実・自立支援

65歳以上の高齢者の割合は、男性より女性が多く、75歳以上の後期高齢者人口の約3分の2は女性です。また、介護者・要介護者の割合も男性より女性が高いことから高齢者の問題は女性の問題でもあります。高齢期の男女を単に支えられる側と見ずに、年齢、性別による固定観念に捕らわれず、社会の中で自立した構成員として生き生きと暮らせるよう社会全体で支える必要があります。そのためには、家族や地域住民、行政、関係団体が協同して連携を図りながら地域福祉活動を充実・発展させ、福祉コミュニティの充実を図ることが大切です。

施策（49）

社会参画の促進と生活支援

高齢者が地域社会において自立し、充実した生きがいのある生活が送れるよう、自治会や民生委員など地域と行政、関係団体等が連携して高齢者の能力活用、健康づくりや生活面からの支援をします。

施策（50）

高齢者虐待を防ぐ環境づくり

高齢者の人権の尊重に努めるとともに、関係機関のネットワークにより、虐待防止を図っていきます。

施策（51）

介護にかかわる人の育成と確保

高齢者の在宅介護などについては女性の負担が大きいのが現実です。介護保険制度の円滑な推進と地域で支えあう新たなつながりや必要なサービスが総合的に提供される仕組みである地域ケアシステムの活用による地域福祉活動の推進を図りながら、家族・地域・行政・関係団体等が協力・連携しながら介護していくことが大切です。

家族の介護への協力体制やスキルアップを図るため、介護研修会等の実施を推

進するとともに地域とのつながりを強化することにより地域コミュニティの充実を図りながら地域全体で高齢者を支えるシステムづくりを推進します。

施策（52）

施設の基盤整備と内容の充実

在宅介護支援施設及び特別養護老人ホーム、老人保健施設、リハビリテーション施設等の施設整備と内容の充実を図り、介護者や要介護高齢者が安心して生活することができる環境を整えます。

施策（53）

介護予防への取組の強化

高齢化の進展に伴い、軽度の支援や介護の必要となる、又は必要となる恐れのある高齢者の身体機能を改善させ、また要介護状態を進行させないため、介護保険事業における介護予防事業の強化を図ります。

個別課題5

自立を支援する総合相談事業の推進

高度に情報化が進展し、社会が複雑化するとともに、人々の価値観が多様化している現代においては、男女が共に社会に参画し、生き生きと安心して暮らせる新たな地域社会を築くことが大切です。このため複雑化する社会の中で仕事や子育てによるストレスや悩みに対し、総合的な相談窓口の一層の充実を図る必要があります。

施策（54）

相談事業の充実

男女の様々な悩みや現代社会のストレスなどに対応するため、総合的な相談窓口の充実を図ります。

施策（55）

相談事業にかかわる人への情報提供と研修の要請

相談事業に携わる者がどのような人にも平等に親切に対応できるよう関係情報を提供したり、研修に努めるとともに、民間の相談関係者に対しても研修を要請していきます。

主要課題5 生涯を通じた健康支援

女性も男性も、各人が互いに身体的特質を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対し思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成において不可欠なことです。そのため、心身及びその健康について正確な知識・情報を入手し、主体的に行動し、健康を享受できるようにしていく必要があります。特に女性は妊娠や出産の可能性もあり、ライフサイクルを通じて男性と異なる健康上の問題に直面することに男女が留意する必要があります。

一方、男性においても近年、過労死や更年期が指摘されるとともに、中高年に多い自殺の背景として、うつ病などのストレス病が増加傾向にあることや生活習慣病、メタボリックシンドロームへの予防にも適切な対応をしていく必要があります。

また、若者においても、HIV・エイズ等の感染の増加や、人工妊娠中絶、薬物乱用などが、社会問題となっており、男女共、生涯を通じて健康を支援していくための施策を推進していく必要があります。

個別課題1

生涯を通じた健康の管理・保持増進

女性の健康保持のための避妊、妊娠、不妊、性感染症、婦人科疾患、更年期障害等について、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等、生涯を通じて適切な健康管理を行なっていく必要があります。また、男性についても過労死や更年期などとともに、うつ病などのストレス病の増加や生活習慣病、メタボリックシンドロームなどが、健康管理の上で重大な問題となっており、日常生活における予防措置を高めていく必要があります。

施策（56）

生涯を通じた健康の管理の意識啓発と情報提供

男女がその健康状態に応じて、相互の理解のもとで適切に自己管理を行うことができるよう、健康教育、相談体制の充実を図ります。

施策（57）

医療関係者への意識の浸透と研修の要請

生涯を通じた健康保持のためには、性差に応じた的確な医療を受けられることが必要です。医療関係者への性差に基づく医学の知識の普及と研修の要請を図っていきます。

個別課題 2

生涯を通じた心身の健康づくり支援

男女が健康状態について適切に自己管理できるよう健康診断の受診、健康教育や学習機会の拡大に努めます。

施策（58）

健康教育の充実と相談支援

生涯を通じ、男女が自己の健康を適切に管理・改善するための教育・学習を学校、地域、家庭において推進します。

施策（59）

妊娠・出産期における健康支援

妊娠・出産期は、女性の健康支援にとっての大きな節目であることから、母性が尊重され、安心して安全に子どもを産むことができるように健康支援に努めます。また不妊に悩む男女に対しても支援を図っていきます。

施策（60）

思春期・成人期・高齢期における健康支援

生涯を健康で暮らせるよう、思春期における男女の心身の健全な発達、性感染症やH I V・エイズの感染予防、成人期における女性の妊娠・出産や中高年期の女性の肥満やストレス病対策、更年期障害及び高齢期における体力、筋力の低下などライフサイクルに応じた心身の健康と体力づくりを推進します。又、そのための知識、技術、情報の提供をするとともに、相談体制の充実を図ります。

施策（61）

女性の健康を脅かす問題についての対策の推進

女性が罹患する子宮がん、乳がんや女性に多い骨粗しょう症等に対する予防対策を推進していきます。

個別課題3

心身の健康づくり体制の充実

男女とも、各々の生活環境や年代に応じて発症する身体的問題のみならず心の悩みも含め、安心して相談できる体制の整備に努める必要があります。

施策（62）

健康増進施設の充実

男女の心身に対する健康づくりのために、健康増進施設を充実させ、手軽に利用できるようにします。

施策（63）

医療関係機関との連携強化

女性のライフサイクルは男性とは大きく異なることから、女性の生涯にわたる心身の健康を維持するために、保健・医療・福祉のネットワークづくりを進めると

ともに、日常生活の中で、安心して受けられる医療等についての情報を提供できる体制整備を図ります。

一方、男性においても過労死や更年期及び中高年のストレス病や生活習慣病、メタボリックシンドロームの予防等において、心身の健康保持のため医療機関との連携の強化を図ります。

主要課題6 人権を侵害する暴力の根絶

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に女性に対する暴力は、女性に恐怖と不安を与え、女性の活動を束縛し、女性を支配し、従属的な状況に追い込むものです。男女共同参画社会基本法では、「男女の人権の尊重」を掲げており、また、市川市男女共同参画社会基本条例においても「男女が性別により差別されることなくその人権が尊重される社会」、「あらゆる暴力が根絶された社会」を基本理念に掲げています。女性に対する暴力は、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害であり、その根絶に向けて努力を続けていかなければなりません。

一方、本市が平成17年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」からは、女性から男性への暴力も報告されております。これら男女間のパートナーからの暴力は潜在化しがちで個人的問題として矮小化されることもあります。しかし、この問題は、多くの人々にかかわる社会的問題であるとともに、男女の性別に基づく役割意識、経済力の格差、上下関係など男女が置かれている状況等に根ざした構造的な問題として認識し、対処していかなければなりません。

個別課題1

暴力を許さない社会の基盤づくり

暴力は、対象の性別を問わず、決して許されるものではありません。どのような暴力でも、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではないとの認識を広く社会に徹底することが重要です。暴力を予防し、暴力を許さない社会の実現を目指し、一層の広報広聴活動を推進していきます。

また、被害者の心身回復に配慮し、相談しやすい環境を整備します。

さらに、成人女性や少女が人間の尊厳を無視されるような性的暴力や買売春等の被害者にならないよう環境整備に努めていきます。

施策（64）

あらゆる暴力に対する社会的認識の徹底と対策の推進

地域の中での暴力を根絶させるために、男女にかかわらずパートナーからの暴力（DV）は犯罪であるということに気づき、認識を広める講座の開設や広報活動に努めるとともに、DV防止・被害者保護のための基本的な計画を作成します。

セクシュアル・ハラスメントについては、男性と女性の認識の差が大きいため、企業や学校などにおいて、意識啓発のための研修や学習機会を充実させます。

施策（65）

性の商品化の根絶

性的側面のみを強調した表現や、性的な暴力表現など、人権侵害と性犯罪に結びつく可能性がある性の商品化を根絶するため、啓発活動を積極的に推進していきます。

施策（66）

暴力に関する調査・研究

パートナー等男女間における暴力、児童虐待等について、的確な施策を実施し、問題意識を高めるためにも、定期的な実態把握など調査・研究に努めます。

個別課題 2

被害者への相談・支援および加害者への教育・研修、更生支援

被害者を暴力から救済し、問題の解決や、生活の自立を支援していくためには、被害者が最初に訪れる相談窓口での適切な対応が大変重要になってきます。そのため被害者の心身の疲労に配慮するとともに、相談しやすい環境を整備し、相談窓口にかかわる一人一人が、被害者の立場にたって相談に乗り、適切な情報提供

と関係機関との密接な連携を図っていくことが大切です。

また、DV被害の解消には、加害者の更生が不可欠であり、加害者に対しては更生のための支援策、体制整備について国や県などと連携した対応を進めます。

施策（67）

相談体制の充実

相談窓口を明確にし、広報などで広く周知させ、相談窓口を訪れる相談者に対し、的確な状況判断と迅速な支援ができるよう体制の充実を図ります。また、相談員間のネットワークや研修体制を充実させ、多面的に対応が出来るよう努めます。

施策（68）

自立支援と更生支援

暴力を受けた女性たちが、社会的、経済的、精神的に自立して生活できるよう支援します。必要に応じて、関係機関とも連携して、医学的、心理学的その他の必要な支援が受けられるよう努めます。また、加害者更生のための支援策、体制整備について国、県と連携した対応を進めます。

施策（69）

関係機関の連携とネットワーク体制の確立

県との連携や市の関係機関、警察、健康福祉センター等との連携によるネットワーク体制の充実を図ります。

主要課題7 男女共同参画社会の形成を目指す国際的協調の推進

近年、政治、経済、文化等あらゆる分野で情報化、グローバル化が進展し、国際社会の動向が直接・間接に国や自治体に影響を及ぼしています。こうした中、わが国の男女共同参画社会への実現に向けた取組も国際社会における取組と密接な関係を有するようになってきました。

市川市は、2003（平成15）年にアジア地域のWHO（世界保健機関）健康都市連合の設立メンバーとして認証され、WHOの精神に基づいた身体のみならず、街の健康、社会の健康をも目指す自治体として、「健康都市宣言」を行いました。本市は、WHOの健康都市を目指し、国内はもとより世界の都市とも連携し、協調して各種施策に取り組んでいます。

又、1998（平成10）年に、いちかわ国際化施策推進プランを策定し、「国際化に対応した市民意識の醸成と人材育成」、「ともに生きる開かれた地域社会の形成」、「多彩な交流事業と国際協力の推進」を3つの大きな目標として、市民間の交流も盛んに行われています。

21世紀の国際社会を担う、首都圏の中核的都市である本市は、こうした活動を通じ、さらに、男女共同参画社会の形成を目指した国際的協調を進めていくことが大切です。

個別課題1

国際的な協調と相互協力の推進

WHO健康都市を目指す世界の国々や都市との交流を深め、情報提供、人物交流を図る等、相互協力を積極的に進めます。又、男女共同参画を進める諸外国との交流や相互協力も進めます。

施策（70）

国際理解と国際協力

WHO健康都市を目指して取り組んでいる諸施策への理解と交流を深め、健康都市づくりの国際貢献を積極的に進めます。

施策（71）

国際交流の推進と民間団体の活動支援

国際交流を推進するためには、国際理解、交流活動の意義を広く普及させる必要があります。

姉妹・友好都市をはじめとする諸外国との交流活動への参画、民間団体への活動支援を通して、幅広い交流活動を促進します。

個別課題2

在住外国人と共に目指す男女共同参画社会

国籍・文化・慣習・宗教などの違いを超えて、在住外国人が男女共同参画を目指した各種活動に参画でき、相互理解が深められるよう、在住外国人のための生活関連情報の提供や相談体制の整備の充実を図ります。

施策（72）

相互理解のための交流活動の推進

在住外国人の生活や文化を知り、互いの国における慣習や生活様式について理解を深めることが必要です。このため、在住外国人との男女共同参画を推進する活動を含め、様々な交流事業等、地域社会との交流機会を積極的に提供します。

施策（73）

情報提供と相談体制の確立

在住外国人が誤解や不安を抱くことなく、安心して快適に暮らせるようにすることが必要です。このため、ことばや生活習慣などから生じる各種のトラブルに対応し、生活情報を的確に提供する体制を整えます。また、外国語で相談できる窓口の充実を図ります。

主要課題 8 男女共同参画を推進する体制の整備

2007(平成19)年4月に施行された市川市男女共同参画社会基本条例に基づき、本計画における施策の実施状況及び施策の成果についての年次報告を作成し、同条例により設置された「市川市男女共同参画推進審議会」に報告するとともに、市川市ホームページ等を通じて内容を公表していきます。

このため、実施計画を作成し、庁内の推進体制を整備してその実現に向けた積極的な働きかけを行うなど、本計画を実効性あるものとします。

個別課題 1

推進体制の充実

男女共同参画社会の実現に向けて、本計画を効果的に推進し、目標を達成するためには、推進体制の整備・充実に努めることが必要です。そのため、実施計画を作成し、庁内における推進体制を整備し、計画を具体化していくために、庁内各課へ積極的な働きかけを行っていく必要があります。

施策 (74)

庁内推進体制の充実と組織の強化

庁内推進体制の充実に努めるとともに、「市川市男女共同参画推進審議会」との連携を図り、計画の効果的な推進を図っていきます。

施策 (75)

市民との連携

男女共同参画社会の実現は、行政の取り組みだけではなし得ることができません。そのため市民が積極的に施策に参画できる体制を進めていきます。

施策（76）

国・県・関係機関等との連携

男女共同参画施策は多岐の分野にわたっており、労働や社会保障などのように国・県の政策や制度に基づくものも多いため、国や県とも相互の連携・協力を図っていきます。

個別課題2

計画の進行管理の充実

本計画に基づいた実施計画を策定し、具体的な施策についての推進状況を把握すると同時に、必要に応じて実施計画の内容を点検し、修正、補完を行うことが大切です。

また、施策の内容については、その評価方法の研究を行っていくなど、推進体制の充実を図る必要があります。

施策（77）

施策の推進状況の把握

本計画の実施状況及び実施計画記載の施策をまとめた年次報告をホームページ等で公表し、情報提供していくとともに、市民からの意見を取り入れていきます。

施策（78）

施策の点検と評価の研究

各施策の進捗にあわせて実施計画を点検し、必要に応じて修正、補完を行い、常に的確な進行管理が行えるよう努めていきます。また、各施策評価を公表するとともに、それらの方法について研究を進めます。